

通達甲（生．ハイ．技調）第5号
平成 12 年 6 月 30 日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

アクセス管理者に対する援助実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、アクセス管理者に対する援助実施要綱を制定し、平成 12 年 7 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 6 条及び第 8 条第 2 号並びに同法に基づく不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成 11 年国家公安委員会規則第 12 号）が平成 12 年 7 月 1 日から施行されることに伴い、アクセス管理者に対する援助を円滑かつ適切に行うため、新たに要綱を制定するものである。

第2 制定の要点

- 1 アクセス管理者からの援助の申出の受理要領について定めた。
- 2 アクセス管理者からの援助の申出に対する措置要領について定めた。
- 3 事例分析の実施の事務の委託について定めた。

別添

アクセス管理者に対する援助実施要綱

第1 目的

この要綱は、アクセス管理者に対する援助に関し、その申出の受理及び申出に対する措置要領、事例分析の実施の事務の委託その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

アクセス管理者に対する援助については、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号。以下「法律」という。)、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則(平成11年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。)等に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

第3 アクセス管理者に対する援助

1 援助の申出の受理

- (1) 不正アクセス行為の被害を受けたアクセス管理者から規則別記様式の「援助申出書」により援助の申出があった場合において、次に掲げる条件が充足されているときは、これを受理し、別記様式第1「提出資料目録交付書」を交付するものとする。
 - ア 不正アクセス行為に係る特定電子計算機の設置場所が当庁の管轄区域内であること。
 - イ 不正アクセス行為が行われたと認められること。
 - ウ 援助を行うため必要な書類その他の物件(以下「書類等」という。)が添えられていること。
 - エ アクセス管理者が再発防止措置を講ずる意思を有し、かつ、再発防止のために必要な専門的知識を有していないこと。
 - オ 申出の内容が法律の趣旨に照らして不適当なものでないこと。
- (2) 前(1)に掲げる条件が充足されていないと認めるときは、アクセス管理者に対して別記様式第2「援助不開始通知書」を交付して、援助の対象とならない理由を説明するとともに、不正アクセス行為に対する一般的な防御措置を記載したリーフレットを提示するなど不正アクセス行為の防止に関する指導を行うものとする。

2 事例分析の実施

アクセス管理者からの援助の申出を受理した場合は、提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認、究明又は検討するなど事例分析を実施するものとする。

- (1) 不正アクセス行為を発見した日時及び端緒
- (2) 不正アクセス行為の具体的な手口、侵入方法等
- (3) 識別符号の管理、ハードウェア・ソフトウェアの設定の瑕疵〔かし〕等不正アクセス行為を受けた直接的な原因
- (4) パスワードの変更、セキュリティ改善プログラムの使用等不正アクセス行為を再度受けないための方策
- (5) その他援助を行う上で必要と認められる事項

3 事例分析の実施の事務の委託

- (1) 事例分析の実施の事務の委託（以下「事務の委託」という。）先は、事例分析の実績、担当者の技量等から判断して当該事務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認める者の中から選定するものとする。
- (2) 事務の委託は、契約書を作成して行うものとする。
- (3) 個々の事務の委託については、その都度、別記様式第3「事例分析事務委託書」により行うものとする。
- (4) 事務の委託に当たっては、委託先に対して、提供する書類等及び事例分析の結果について秘密の漏えい防止に十分注意するよう指導するものとする。

4 アクセス管理者に対する必要な援助の実施

援助は、実施した事例分析の結果を踏まえ、別記様式第4「援助内容通知書」を交付し、次の事項について実施するものとする。

- (1) 事例分析の結果に関する資料の提供
- (2) アクセス管理者が講ずることが適当であると認められる措置に関して必要な資料の提供、助言及び指導
- (3) 不正アクセス行為からの防御に資する事業を行うことを目的とする民間の団体その他の組織の教示
- (4) リーフレットの交付

5 所属長の任務

- (1) 所属長は、不正アクセス行為又はその疑いのある事案を認知したときは、当該アクセス管理者等に対して、届け出るよう指導するとともに、積極的な事件化及び各種施策の推進を図るものとする。
- (2) 所属長（サイバー犯罪対策課長を除く。以下同じ。）は、不正アクセス行為の被害を受けたとしてアクセス管理者から援助の申出を受けたときは、これを「援助申出書」によりサイバー犯罪対策課長に対して行うよう指導するものとする。
- (3) 所属長は、前記(1)の事案を認知し、又は前(2)の申出を受けたときは、その旨を直ちにサイバー犯罪対策課長（ネットワーク捜査指導室技術調査係経由）に電話等により通報するものとする。
- (4) 所属長は、通常勤務を通じて不正アクセス行為の被害に遭うおそれのある事業者等と対応するときは、配布されたリーフレットを活用するなどして被害発生時の措置及び平素におけるセキュリティ対策の必要性に関する啓発活動に努めるものとする。

第4 運用上の留意事項

- 1 アクセス管理者に対する援助を行う者は、平素から不正アクセス行為に対する防御措置等に関する知識の習得及びセキュリティ・サービス業者等の把握に努めるとともに、不正アクセス行為に関するリーフレット及びホームページを作成するなど、不正アクセス防止のための広報啓発活動を推進するものとする。
- 2 アクセス管理者から提出を受けた書類等及び事例分析結果は、その内容が部外に漏れることのないよう取扱いには十分注意するとともに、これらを廃棄又は返却する場合は、その経緯を明らかにしておかなければならない。

- 3 援助の措置と不正アクセス事犯捜査が競合する場合は、援助と犯罪捜査の手続が混同しないよう留意し、その適正かつ効果的な推進を図らなければならない。

第5 報告

- 1 不正アクセス行為を認知し、又は前記第3の3の(3)により委託した者から事例分析の結果報告を受けた場合で、その内容が重要特異なものであるときは、生活安全部長に速報するものとする。
- 2 援助を開始しないとき、及び援助を行ったときは、その都度、生活安全部長に報告するものとする。

別記様式第 1

サイ.ネ調 第 号
年 月 日

殿

警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課長

提出資料目録交付書

不正アクセス行為の禁止等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記目録の資料を受け付けましたので、この目録を交付します。

申出人			
提出資料目録			
資料名	数量	資料名	数量

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第2

都公委（生．サイ．ネ調）第 号

年 月 日

殿

東京都公安委員会

援助不開始通知書

年 月 日に受け付けした不正アクセス行為の再発防止のための援助の申出については、下記の理由により不正アクセス行為の禁止等に関する法律第9条第1項に基づく援助の対象とならないため、援助を開始しないことを通知します。

理由

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

別記様式第 3

都公委（生．サイ．ネ調）第 号

年 月 日

殿

東 京 都 公 安 委 員 会

事 例 分 析 事 務 委 託 書

不正アクセス行為の禁止等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、資料を添えて事例分析の実施の事務を委託します。

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 4

都公委（生．サイ．ネ調）第 号

年 月 日

殿

東 京 都 公 安 委 員 会

援 助 内 容 通 知 書

年 月 日に援助の申出があった件について、事例分析を実施した結果は、別紙のとおりであるから通知します。

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。